

自治体向けFAQ第19.1版【修正問】※No.は第19版及び第19.1版のもの

No.	事項	問	答
36	各種ひな形、様式	各種様式のひな型は、国から示されているのでしょうか。 (例:みなし確認、入所申し込み、認定証、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求))	施設型給付(法定代理受領請求)の様式について、幼稚園及び認定こども園は平成27年3月10日都道府県説明会資料9別紙3で、保育所は平成31年3月29日付事務連絡「給付事務に係る請求書の標準様式について」でお示しているのをご参照ください。 支給認定証の記載事項は省令で規定していますが、利用者負担額決定通知その他の様式を国からお示する予定はありません。平成25年10月30日子ども・子育て支援制度説明会(システム関係)において、支給認定や確認に係る申請書(案)をお示しているのをご参照ください。 なお、保育の必要性認定の申請の際に添付する就労証明書について、令和3年7月頃に標準的な様式の改定版をお示しています する予定です 。
68	就労証明書の標準的な様式について	令和3年7月に示された平成29年8月に示された「就労証明書の標準的な様式(簡易版)及び(詳細版)」及び令和元年8月に示された「就労証明書の大都市向け標準的な様式」について、自治体の状況に応じて加除修正して差し支えないか。	「就労証明書(簡易版)」については、市区町村によっては自営業等の場合に求めている民生・児童委員による証明欄以外は、項目の加除修正は行えない設定としており、各市区町村においてそのまま活用いただきたく存じます。簡易版では利用調整等のために情報が不足する場合は、「就労証明書(詳細版)」の活用をお願いします。 また、簡易版は、保育の必要性の認定の際に基本的に必要な項目を盛り込んでおりますので、現況届の就労状況を確認するための添付書類としても、積極的な活用をお願いします。 一方で、「就労証明書(詳細版)」については、各市区町村の利用調整の実態に即し、設定した項目内での標準項目の非表示やオプション項目の追加が可能となっています。 なお、簡易版及び詳細版ともに、設定した項目内でのカスタマイズを除いて編集は不可としておりますので、従前の標準的な様式では可能であった項目の追加・削除(黒塗り)といった編集も同様に不可となります。 (参考) 国としては、令和3年7月にお示した「就労証明書(詳細版)」「就労証明書(簡易版)」の積極的な活用をお願いしているところです。 他方で、従前の標準的な様式を引き続き使用する場合における項目の加除等の方法については、以下のとおりとさせていただきようお願いします。 各市区町村における独自の運用を踏まえ、項目の必要性和企業の負担を十分に精査した上で、標準的な様式の項目を加除することは、差し支えありません。 ただし、今後、企業等が標準的な様式を元に自動入力等のシステム化を行うことにより、就労証明書作成に係る業務負担の更なる軽減を図ることが想定されます。 そのため、自治体の事情により標準的な様式の項目を加除する場合においては、標準的な様式の既存の項目を変更しないようにすることが求められるため、加除等の方法については、以下のとおりとさせていただきようお願いいたします。 ①項目を追加する場合 項目の間に行を追加するのではなく、備考欄以降に行を追加して記入する。 ②項目を削除する場合 削除対象項目が記載されているエクセルの行を削除するのではなく、当該項目の欄を黒塗りにする。なお、既存項目を修正して使用されたい場合は、既存項目の欄を黒塗りにするとともに、修正後の項目は、新たな項目として備考欄以降に行を追加して記入する。

95	定員超過の場合の施設型給付費の取扱い	定員を超えて受入れをしていますが、施設型給付費は支払われるのでしょうか。	<p>市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合(幼稚園、認定こども園(1号認定子ども)は連続する過去2年度間、保育所、認定こども園(2・3号認定子ども)、小規模保育事業、事業所内保育事業においては過去5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。</p> <p>なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、No.96をご参照ください。</p> <p>※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。</p> <p>また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び別添参考資料をご参照ください。</p> <p>※令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられております。</p>
----	--------------------	--------------------------------------	--

122	多子軽減	<p>新制度施行前の制度で行われていた幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは新制度ではどうなりますか。現在はどのようになっていますか。</p>	<p>—多子軽減の取扱いについては、新制度施行前の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じています。</p> <p>—子ども・子育て支援法施行令第13条の規定により、認定こども園、幼稚園、保育所等に在籍する小学校就学前の子どもが保護者と同一の世帯に複数いる場合に、そのうち最年長の子どもから順に、第2子について半額、第3子に以降については無償となります。</p> <p>—なお、子ども・子育て支援法施行令第14条の規定により、年収約360万円未満相当世帯については、小学校就学前子どもの場合も含め、いわゆる「同時入所要件」が撤廃されています。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援新制度においては、0～2歳の子どもが認可保育所等を利用した場合の利用者負担額について、多子世帯の場合には、第2子を半額、第3子以降を零とする軽減措置（以下「多子軽減」という。）を設けています。</p> <p>※ なお、3歳以上の子どもの利用者負担額については、幼児教育・保育の無償化の対象のため、多子軽減の対象か否かとは関係なく、零となります。</p> <p>(2) 多子軽減の適用に当たって、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの範囲（以下「多子カウント対象」という。）は、①小学校就学前子どものうち（いわゆる「年齢要件」）、②認定こども園、幼稚園、保育所等に在籍（いわゆる「同時入所要件」）しており、③保護者と同一の世帯にいるもの（いわゆる「同一世帯要件」）となります（施行令第13条）。</p> <p>(3) ただし、年収約360万円未満相当世帯の場合は、多子カウント対象の考え方が上記(2)とは異なり、いわゆる「同時入所要件」は無く（したがって、多子カウント対象に未就園児や認可外保育施設に通う子どもを含む）、また、「年齢要件」も「同一世帯要件」もなく、保護者と生計を一にし、保護者に監督・保護される者（施行令では「特定被監護者等」と規定）を全て含みます（施行令第14条）。</p> <p>※ なお、多子軽減の適用対象となるのは、認定こども園や認可保育所等を利用する子どもに係る利用者負担額です。</p> <p>(4) したがって、上記(3)の場合は、特定被監護者等のうち2番目の年長者に当たる満三歳未満保育認定子どもの利用者負担額が半額、3番目以降の満三歳未満保育認定子どもの利用者負担額が零となりますが、その保護者が特定教育・保育給付認定保護者（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）と同一の世帯に属する保護者）である場合は、2番目の年長者に当たる満三歳未満保育認定子どもから利用者負担額が零となります（施行令第14条第1号後段）。</p>
-----	------	---	--

126	多子軽減	企業主導型保育事業を利用している場合に、多子軽減の対象になりますか。	<p>—子ども・子育て支援法施行令第13条の規定により、認定こども園、幼稚園、保育所等に在籍する小学校就学前の子ども(「負担額算定基準子ども」)が保護者と同一の世帯に複数いる場合に、そのうち最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが3号認定子どもの場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。</p> <p>—企業主導型保育事業の利用料の軽減については、子ども・子育て支援法施行令第13条の規定は適用されませんが、負担額算定基準子どもには該当します。</p> <p>【例】3人の負担額算定基準子ども(5歳、3歳、1歳)がいる保護者の第1子が企業主導型保育施設を利用している場合の第3子の利用者負担について</p> <p>—この場合には、第1子については企業主導型保育施設に通っていても負担額算定基準子どもに該当するため、第3子については、利用者負担が無料になります(第2子は無償化の対象)。</p> <p>—なお、年収約360万円未満相当世帯については、No.130のとおり、いわゆる「同時入所要件」はありません。</p> <p>企業主導型保育事業を利用している子どもは、施設型給付費等の対象ではないため、利用者負担額の多子軽減の対象ではありませんが、その子ども以外の子どもに係る認可保育所等を利用した場合の利用者負担額の多子軽減の適用に当たって、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの範囲(多子カウント対象)には、年収約360万円未満相当世帯か否かにかかわらず、企業主導型保育事業を利用している子どもが含まれます。</p>
129	多子軽減	養子縁組をしていない子どもは、多子カウントの対象になりますか。	<p>多子カウントにあたっては、血縁関係の有無には着目しておらず、No.122(2)(3)の多子カウント対象の考え方に従って判断することになります。はせず、保護者の監護下に負担額算定基準子どもが何人いるかで判断します。</p> <p>—なお、年収約360万円未満相当世帯についても、血縁関係の有無に着目はしません。</p>
179	階層区分	利用者負担の所得階層区分を決定するにあたっては、市町村民税の所得割額を元に行い、その際に子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定されている控除があるときは、当該控除金額を加算した額により階層区分の決定を行うこととされています。地方税法の附則第3条の3第5項に基づく税額調整の措置は上記の施行規則の規定に当てはまりませんが、階層区分の決定の際、税額調整はどういった取り扱いとなるのでしょうか。	<p>子ども・子育て支援法施行規則第21条に規定されているもの(※)以外については、通常の税計算の方法により、控除を反映することとなります。地方税法附則第3条の3第5項に基づく税額調整等、上記の規定に該当しないものについては、反映することとなり、税額調整後の金額を元に、利用者負担の所得階層区分を決定することとなります。</p> <p>※控除した金額を加算する(控除を反映させない)のは地方税法の下記8項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法第314条の7(寄付金税額控除) ②法第314条の8(外国税額控除) ③法第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) ④法附則第5条第3項(個人の市町村民税の配当控除) ⑤法附則第5条の4第6項(個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額) ⑥法附則第5条の4の2第56項(個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額) ⑦法附則第5条の5第2項(寄付金税額控除における特例控除額の特例) ⑧法附則第45条(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

408	<p>用途制限の取扱い</p>	<p>用途制限については、私立保育所に係る委託費を除き設けられていませんかからなくなる方向であると理解していますが、新制度施行前のこれまで用途制限がある中で積み立てられてきた資金についても同様に用途制限がかからなくなるものと理解してよいでしょうか。</p> <p>また、社会福祉法人の認定こども園に移行する場合は、従来の運営費の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>私立保育所に係る委託費を除き、施設型給付費や地域型保育給付費については、私立保育所に係る委託費を除き、用途制限はを設けられておりませんとする予定ですが、学校法人や社会福祉法人等のそれぞれの法人の種別に応じて課せられる要件等については、施設型給付費等の資金の運用に当たっても同様に課せられるものとなります。</p> <p>また、私立保育所から認定こども園に移行した場合についても、これまでに積み立ててきた資金の取扱いについては、上記と同様の取扱いですが、なお、これまで積み立ててきた積立金の目的計画が果たされるようお願い致します。</p>
-----	-----------------	--	---